

(別紙3) 担い手と機構との意見交換会におけるその他の意見等

● 担い手からの主な意見等

- ・ 2年で協力金の要件変更があったので、現場では混乱が生じている。
- ・ 認定農業者が辞めて誰かに農地を貸す場合、経営転換協力金が出ないのか。
- ・ これまでの相対の契約と異なり、手続きに時間がかかる。
- ・ 賃料支払い先が機構だけになるので、手間と手数料が減り助かる。
- ・ 耕作放棄地も借り入れて、きれいに整備してもらえるのか。

● 機構からの回答

- ・ 協力金の県への配分基準が変わったため、認定農業者が既に集積している農地は機構を通し第三者に貸すようになっても、この農地面積分には協力金は配分されない。
- ・ これまでの相対の利用権設定に比べると、市町村及び県段階で2回公告しなければならないので時間がかかる。手続きを並行して進めるなどの努力は当初から行っているところであるが、その他の方法も含めて短縮の努力は行っているところ。
- ・ 耕作放棄地については、受け手とのマッチングが整った農地については借入転貸の手続きを進める。解消作業は、原則受け手が行っている。